

○岩手県警察体力検定等実施要綱の制定について

(平成28年7月20日岩人財第313号警察本部長)

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成28年7月20日から施行するので誤りのないよう
にされたい。

なお、岩手県警察体力検定等実施要綱及び同実施細目の制定について（平成15年2月4
日付け岩警第151号）は廃止する。

別添

岩手県警察体力検定等実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本部及び署に勤務する警察官の行う警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(体力検定等の目的)

第2 体力検定等は、警察官に対し、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、各人の健康管理と基礎体力の強化への意欲を喚起するとともに、得られたデータを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって第一線執行力の強化に資することを目的とする。

(体力検定等の種目)

第3 警察体力検定の種目は、「J A P P A T」（ジャパット）とする。

2 体力テストの種目は、次のとおりとする。

(1) 握力（筋力）

(2) 上体起こし（筋持久力）

(3) 長座体前屈（柔軟性）

(4) 反復横とび（敏しょう性）

(5) 20mシャトルラン（往復持久走）（心肺持久力）

(6) 立ち幅とび（瞬発力）

(体力検定等の対象及び実施基準)

第4 体力検定等は本部及び署に勤務する警察官を対象とし、1年に1回以上実施するものとする。

(運営責任者)

第5 体力検定等の実施に関する必要な事務及び運営を行うため、運営責任者を置くものとし、警務部人財育成課長をその職に充てる。

(体力検定等の結果の活用)

第6 運営責任者は、体力検定等の所属ごとの傾向、部門ごとの傾向等を分析し、これを教養訓練の施策に反映させるとともに、警察官の体力水準向上のための施策を積極的に講じるものとする。

2 各所属長は、所属警察官が自己の体力レベルを正しく認識し、必要な体力の維持向上に努めるよう、体力検定等の結果を踏まえた個別指導を行うものとする。

(体力検定等の効力)

第7 体力検定等の結果は、認定の日から翌年度末を有効とする。ただし、当該有効期間内に新たに認定を受けた場合は、その評価をもって有効とする。

(細目事項)

第8 この要綱の実施のため必要な細目事項は、別に定める。